

堺市人権施策推進審議会会議録（概録）

（開催日：令和5年12月20日）

堺市人権施策推進審議会会議録（概録）

日 時：令和5年12月20日（水） 午前10時～午前11時30分

場 所：堺市役所 本館3階 大会議室2

出席者：（審議会委員）※敬称略

内田委員、呉委員、白本委員、中田委員、二宮委員

東委員、平野委員、松波委員、三原委員、李委員

（堺市）

濱ダイバーシティ推進部長、八木学校教育部部理事、

脇田ダイバーシティ企画課長、中崎人権推進課長、森内人権教育課長

山本ダイバーシティ企画課長補佐、山道ダイバーシティ企画課企画係長

鹿野ダイバーシティ企画課主査

（傍聴人）0人

（開会）

○山本課長補佐 定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、只今より、堺市人権施策推進審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、ダイバーシティ企画課の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様にはご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の出席委員は 10名でございますので、全委員の過半数を超えており、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例施行規則第6条第2項」の規定により開催要件を満たし、会議が成立していることをご報告いたします。

また、同規則第8条の規定により、本審議会は原則公開となっておりますが、傍聴受付の9時55分までに傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでしたので、本日は傍聴人はおられません。

それでは、会議の開催に先立ち、本日出席の委員の皆様を、ご紹介いたします。左前方の委員から順にお名前を読み上げさせていただきます。

内田委員です。

呉委員です。

白本委員です。

中田委員です。

二宮委員です。

次に、右列前方に移ります。

東委員です。

平野委員です。

松波委員です。

三原委員です。

李委員です。

なお、本日、妻木委員と、農野委員につきましては、ご欠席となっております。

次に、堺市側の出席者をご紹介します。

ダイバーシティ推進部長の濱です。

学校教育部 部理事 八木です。

人権推進課 課長 中崎です。

人権教育課 課長 森内です。

ダイバーシティ企画課 課長 脇田です。

ダイバーシティ企画課 企画係長 山道です。

本審議会の担当 鹿野です。

以上です。宜しくお願いいたします。

続きまして、本審議会の開催にあたりまして、ダイバーシティ推進部長の濱よりご挨拶申し上げます。

○濱部長 堺市人権施策推進審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、先日の委員改選におきまして、本審議会の委員を快くお引き受けいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、市政運営の大方針であります「堺市基本計画2025」の、めざす都市像、「未来を創るイノベーティブ都市」を実現するための施策実現の基本姿勢の1つとして「多様性～Diversity～」を掲げております。

外見や年齢などの「見える違い」、経験や文化などの「見えない違い」、価値観などの「内なる違い」、これらを問わず、個々の多様性を尊重し認め合い、それぞれの人が自分らしく活躍できる都市をめざす、としています。

その上で今年度は、人権部と男女共同参画推進部をダイバーシティ推進部に再編いたしました。

本市が取り組む人権施策に、ダイバーシティの視点を含めて実施することで、これまで「違い」があることによって生きづらさを抱えてこられた人々が能力を発揮し、一層の社会参画が可能になるなど、多様性が尊重される社会の実現に向けて取り組むことで、人権課題を始めとした多種多様な課題解決を図りたいと考えております。引き続き市政への

ご理解につきまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の審議事項のパートナーシップ宣誓制度につきましても、ダイバーシティを推進するという視点で取り組まなければならない案件です。委員の皆様におかれましては、専門的な見地から闊達なご意見をいただきますようお願い申しあげ、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。お願ひいたします。

○山本課長補佐 それでは、会議に入らせていただきますが、会議に先立ちまして、本日の配布物を確認させていただきます。

「第26回堺市人権施策推進審議会」と書かれた次第

「案件2 堺市パートナーシップ宣誓制度について」

「案件3 堺市パートナーシップ宣誓制度の拡充について」

「参考資料1 啓発事業」

「参考資料2 堺市パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓書受領証」

「参考資料3 ファミリーシップ制度導入政令市一覧」

「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」

「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例施行規則」

「堺市人権施策推進審議会委員名簿」

以上ですが、すべてございますでしょうか。不足がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

なお、本日の会議は、後ほどご説明させていただきます会議録作成のために、全て録音させていただいておりますのでご了承ください。

それでは、早速ですが、「案件1 会長・副会長の選出について」でございます。

本日は、委員改選後初めての審議会でございます。

「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例施行規則」第5条の規定により、本審議会には会長及び副会長を置き、会長と副会長は委員の互選により定めとなっております。

それでは、どなたか会長・副会長にご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

○白本委員 会長には人権問題全般に精通されておられる内田委員を推薦いたします。また、副会長には、前期に副会長をおつとめいただいた松波委員が適任かと思ひます。

○山本課長補佐 会長には内田委員、副会長は松波委員に、とのご意見がございましたが、いかがでしょうか。

○各委員 (異議なし)

○山本課長補佐 異議なしということですので、内田委員に会長をお願いしたいということですが、内田委員はいかがでしょうか。

○内田委員 わかりました。

○山本課長補佐 松波委員に副会長をお願いしたいということですが、松波委員はいかがでしょうか。

○松波委員 わかりました。

○山本課長補佐 ありがとうございます。それでは内田委員は会長席へ、松波委員は副会長席へ移動をお願いします。

それでは内田会長から、会長就任にあたりまして一言ご挨拶をお願いいたします。

○内田会長 皆様、あらためましてこんにちは。会長に推挙いただき、承諾いたしました内田と申します。関西大学社会学部で教員をしており、専門に研究してきたのは部落差別の問題です。大学でも「差別と社会」という授業を担当しています。社会に残念ながら存在するさまざまな差別の問題や、何故おこってくるのか、またどのように解消していくのかということの研究しております。前期から委員でしたが書面開催でしたので、皆様と顔をあわせるのは今回が初めてではないかと思っております。実は、ここにおられる方で若い頃からお世話になった先生方もたくさんおられて心強いなと思います。先程、ダイバーシティを推進していくというお話がありましたが、ダイバーシティや人権を尊重していく動きが世界中で求められている一方で、残念ながら差別や様々な人権侵害があり、例えば政治家の人でもそういう問題を起こす人がいる中で、それがあまり追及されないという状況もありますけれども、堺市では、人権尊重を推進していくことを力強くこれまで進めてこられたと思いますし、これからもその一助として働いていきたいと思っておりますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。ということで挨拶にかえさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○山本課長補佐 ありがとうございます。議事を進めさせていただく前に、本日の会議記録についてご説明させていただきます。

本日、ご審議いただきました内容は、会議終了後、会議録を作成し、市ホームページにて公開いたします。会議録は、事務局にて作成した後に、会長及び本日ご出席いただいております委員の中から1名の方に、ご確認、ご署名をいただいております。

委員の署名につきましては、従来よりお名前前の五十音の順で実施しており、引き続き持ち回りをお願いしたいと考えております。本日の審議会は、李委員をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、内田会長をお願いいたします。内田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○内田会長 それでは、会議に入ってまいります。まず、先程事務局よりご説明のありました、会議録の署名ですが、事務局からは持ち回りで、というご説明がございました。

今回は李委員にお願いしたいとのことですが、皆様よろしいでしょうか。

○各委員（異議なし）

○内田会長 それでは、李委員、よろしくお願ひいたします。

では、案件に入ります。案件2「堺市パートナーシップ宣誓制度について」です。それでは、事務局から説明をお願いします。

○鹿野主査 ダイバーシティ企画課の鹿野と申します。それでは、案件2「堺市パートナーシップ宣誓制度について」ご説明させていただきます。

「案件2」と書かれた資料からご説明させていただきます。

はじめに、堺市での性的少数者に係る取組についてご紹介いたします。まず、性に関することについてですが、自分の性をどう考えるかという性自認や、どんな性別の人を好きになるかという性的指向に関しましては、すべての人にとって大事なことであり、これらを理由に差別を受けたり、偏見にさらされない、ということが大切であると考えております。

自分の性をどう考えるか、どんな性別に惹かれるかは、人それぞれであり、多様な性ということで、その違いを認め、お互いの人権を尊重する必要があります。

堺市におきましては、多様な性を尊重するということで、LGBTQ+の方、いわゆる性的少数者の方々につきましては、人権課題の一つとして、性的少数者に対する偏見や差別を解消するため、これまでに取組を行ってまいりました。

まず、理解促進を図る事業としまして、市民を対象とした啓発事業、そして、市職員を対象とした研修などを実施してまいりました。

「参考資料1」としてつけておりますが、これまでに、市民を対象としては、人権教育セミナーという講演会があり、そこで性に関するテーマを取り上げ、実施いたしました。

また、憲法週間や人権週間、堺市内の商業施設を利用した平和と人権展という人権啓発イベント時において、啓発パネルの展示をいたしました。

また、職員を対象とした研修としては、市職員の人権意識向上のために各課に人権担当者というものを置いているのですが、その人権担当者を対象とした性の多様性に関する研修や、管理職を対象とした性的少数者の理解促進を図るための研修を実施いたしました。また、全職員を対象とした性の多様性に関する職員ガイドラインを作成し、配布してまいりました。

また、当事者支援の取組の一つとしまして、相談事業として人権相談ダイヤルでの相談や、そして、今回の案件にもなっておりますパートナーシップ宣誓制度を実施しております。以上が、堺市が行っております性的少数者に関する取組となります。

では、次に、その堺市パートナーシップ宣誓制度について、制度内容と取組状況につ

いて、ご説明させていただきます。案件2の資料の2番になります。

「(1)堺市パートナーシップ宣誓制度」ですが、これは、「お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的少数者の方に対して、市が宣誓書受領証を交付する制度」で、平成31年4月に開始しました。

婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、行政がこの制度を実施し、制度について市民の理解を得ることを通じて、性の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく暮らせる社会をめざしております。

次に「(2)宣誓の対象者」ですが、双方が成年者、少なくとも一方が市内在住か転入予定、双方に配偶者や他のパートナーがいない、婚姻ができない近親者でない人が宣誓いただけます。近親者にはパートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は除きます。

この制度は、必要な手続き、すなわち宣誓をしていただいた方に宣誓書受領証を交付するというものですが、交付の方法としましては、まず、パートナーシップの宣誓を希望するお二人に、事前に宣誓日の日時を予約していただいて、予約した宣誓日の当日に市役所に来ていただきます。プライバシー保護の観点から、手続きは他から遮断した会議室で行います。そこで宣誓書に必要事項をご記入いただきます。

その宣誓書と「(3)必要書類」を、市職員が確認をしましたのちに、お二人にはパートナーシップ宣誓書受領証というものを即日交付しております。

「参考資料2」をご覧ください。こちらに、宣誓書受領証のイメージがありますが、上半分がパートナーシップ宣誓制度で交付している受領証等です。「堺市パートナーシップ宣誓書受領証」と書かれているもの、A4サイズのもの、右側の裏表のカード型のものを1枚ずつお渡ししております。

お渡しする際には、A4サイズの文面を読み上げてお一人ずつにお渡しする、という簡単ではありますが、セレモニーを行っております。

次に、「(4)宣誓件数」ですが、堺市では、平成31年4月の制度開始以来、本年11月末現在までに、58組の方に宣誓していただいております。

次に、「(5)宣誓者が利用できる堺市の行政サービス等」についてですが、これは、宣誓して宣誓書受領証の交付を受けた方が利用することができる市の制度などを記載しております。

現在は、市営住宅、府営住宅への申込、堺市立総合医療センターでの面会や手術の同意、犯罪被害者等への日常生活支援、空き家取得の費用補助、市職員の特別休暇制度で結婚、介護、忌引が利用できる制度となっております。

これは、宣誓書受領証を掲示することで、例えば市営住宅の申込ですと、お二人で一緒に住むために申込ができたり、医療センターに入院となった場合、入院されている方の

面会や手術の同意ができるようになります。

いわゆる、法的な婚姻はしておりませんが、婚姻していることと同等の扱いが受けられるようになる、ということになります。

次に、「(6) パートナーシップ宣誓制度の府内相互連携」ですが、これは、宣誓した性的少数者の負担軽減及び利便性の向上を図るため、令和4年9月より、パートナーシップ宣誓制度を実施している大阪府内の自治体間で相互連携しております。

開始当初は大阪府を含め8自治体でスタートしましたが、その後、新たにパートナーシップ制度を開始した自治体を加え、現在大阪府内では、12の自治体で相互連携を実施しております。

大阪府もパートナーシップ宣誓制度を導入しておりますが、制度を実施していない市町村にお住まいの方を対象に大阪府は制度を設けております。堺市にお住まいであれば、堺市に対し、大阪市にお住まいであれば大阪市に対しパートナーシップの宣誓ができますが、パートナーシップ宣誓の制度を行っていない市町村にお住まいの方は大阪府に申請する、ということです。

そこで、この相互連携ですが、自治体間で転居する場合は、転出する自治体での返還手続きを不要とし、宣誓にかかる添付書類を一部省略した手続きにより、パートナーシップ宣誓の効果を継続できるようにし、当事者の手続きを簡素化することを目的として実施しております。

例えば、堺市から大阪市に、宣誓されたお二人が転居される場合は、もし相互連携をしていない場合、堺市で交付した宣誓書受領証を堺市に返却してもらい、大阪市でまた、最初から宣誓の手続きを行う必要があります。

これが相互連携することにより、堺市での返還の手続き無しで、転居先の大阪市へ届出をしていただき、添付書類も一部省略した手続きで、大阪市の宣誓書受領証の交付を受けられるようになっております。

この相互連携は、資料の相互連携自治体に自治体名が記載されておりますが、大阪府内のパートナーシップ制度を実施している12自治体で協定を結び連携しております。

最後に、「(7) 全国のパートナーシップ制度の実施自治体数」ですが、このパートナーシップ宣誓制度は、全国の各地方自治体においても、この制度を取り入れている自治体が増加してきております。

渋谷区と民間団体の共同調査によりますと、6月28日現在、328自治体で制度が導入されており、因みに人口カバー率では70.9%にのぼります。

以上が、パートナーシップ宣誓制度の説明となりますが、このパートナーシップ宣誓制度は、お二人の関係を市が証明し、自分らしく暮らしていただく、ということが目的の一

つであり、さらにこの制度を通じて、性の多様性についての理解の促進を図っていくものです。

以上が、案件2のパートナーシップ宣誓制度についてのご報告となります。よろしくお願いいたします。

○内田会長 ありがとうございます。パートナーシップ宣誓制度の取組状況と理解促進に向けた取組状況についてご報告いただきました。只今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいのですが、いかがですか。

○李委員 ありがとうございます。二点おわかりでしたらご教授いただければと思います。宣誓をされた方に宣誓書受領証を交付されているということで、それに伴い、いくつかの行政サービスを活用できるということですが、行政サービスに加えて、例えば私企業でありますとか、各種団体などに活用が広がっていけばいいなと感じる次第でございます。今の時点で、例えば不動産の方が活用されているだとか例がありましたらご教授いただければと思います。それが一点です。

○山道係長 民間等での活用でございますが、携帯電話や金融機関等でパートナーシップと同様の関係にある方を対象としたサービスがあるということは、こちらでも把握しているところですが、実際に、堺市でご利用いただいた方が具体的に使われたかというところまでは把握はできてはおりません。今後、民間等のサービスにおいても広めていく必要もあるかと思しますので、堺市といたしましても情報の提供をしていきたいと考えております。

○李委員 ありがとうございます。是非普及して頂けたらと思います。二点目ですが、府内の自治体と連携されて、手続きの簡素化ができるということは利便性が高くなり、いいなと思いますが、資料にあるデータで、全国328自治体で制度を実施されているということで、そうすると府外の自治体との連携についても、模索されるとさらに利便性が高くなったり、他の自治体との制度との整合性も高まっていくと思いますが、その辺の検討というか、堺市が単体ではなく大阪府が主導となるだろうと思いますが、その辺の見通しがあればお聞かせいただければと思います。

○山道係長 ありがとうございます。府外との連携ですが、実際に只今、大阪府が主になりまして府外の自治体間の連携の検討を進めているところでございます。

○内田会長 はい。よろしいですか。では中田委員お願いします。

○中田委員 はい。教えていただきたいことがあります。宣誓をする時に、お二人が来られて手続きをするということですが、婚姻の届出であれば、どちらか一人が来て届出をして、受領しました、ということになりますけど、わざわざ二人に来ていただく理由は何でしょうか。もし、確認するのであれば、宣誓書を交付する時に、お二人にお越しく下さい、

など、利用者の便宜上から言うと、婚姻届と同じ扱いでいいのではないかなと思います、いかがでしょうか。

○鹿野主査 堺市で行っているパートナーシップ宣誓制度につきましては、お二人に来庁いただき、それぞれに宣誓書に自署していただき、要件を確認した上で宣誓書を提出いただき、市が確認をして宣誓書受領証を交付しています。先程の説明でありましたとおり、堺市では、宣誓書受領証をお一人ずつ読み上げてお渡しするというセレモニー的なことをしておりまして、来られた方も、堺市で自分たちを受け入れてくれたという気持ちや喜びもあると思います。中には記念写真を撮られたりなどされており、制度当初からそのような形でセレモニーをさせていただいています。

○中田委員 交付の時はセレモニーで結構ですが、申請する時に二人がわざわざ来ないといけないというのは不便ではないかということをお聞きしたかったんです。できたら、今後要検討で、どちらか一人が申請をして、交付の時はお二人に来ていただくのはOKかと思いますが、検討をお願いします。

○山道係長 ご意見ありがとうございます。堺市の場合は、ご申請の際に、即日、1時間後には受領証を発行してお渡ししています。申請と交付の日は空けずになるべく時間をとらないようにはさせていただいております。ただ、ご本人のご意思の確認や要件に合うかというところの確認というのは、慎重に行うべきだということで、今このような形をとらせていただいているところです。おっしゃるとおり、申請者の申請の利便性、役所なので平日の日中になっておりますので、今後このことについては検討しないといけない課題であると考えております。

○中田委員 すいません、もう一つですが、宣誓者が利用できる堺市の行政サービスですが、資料にあるサービス以外に、例えば、保育所の施設申込や税証明書、鉢ヶ峰等の市営の霊園の使用については現状はどのようになっていますか。教えてください。

○山道係長 今おっしゃっていただいた例になりますが、具体的な個別事案として可能になる場合もあるという状況にはございます。ただ、パートナーシップ宣誓制度の宣誓をされている方が実際に必ず対象となるか、というところについては、しっかりと庁内で調整をしていく必要がございまして、今後、具体的な調整を進めていきたいと思っております。

利用者の方になるべく、さまざまに制度上で活用していただけるということを、こちらも趣旨としておりますので、そのような広がりは今後進めていきたいと考えております。

○中田委員 是非検討していただきたいと思います。やはり、不便を感じておられたら、誰もが住みやすい堺市にはならないと思うので、ご検討いただけたらと思います。

○内田会長 ありがとうございます。それでは他にご意見はございますか。

○東委員 今の中田委員のお話とかぶりますが、2015年に、渋谷区、世田谷区から始まっ

たこの制度が、だいぶ広がりを見せて定着しているの、最初はハードルが高かったと思いますが、今はどんどんとハードルを低くしていく、という方向があると思います。

昨年スタートした東京都は宣誓・届出の手続きを、原則、オンラインで実施しているわけですが、申請を簡単にすることによって何か弊害があるかという、そういう報告も出ていない、ということなので検討にいられていただきたいと思います。

もう一つは、国立市が最初に導入したシステムで、在住でなくとも、在勤・在学であれば対象になるというのが増えてきているように思うのですが、これはいかがでしょうか。

○山道係長 ありがとうございます。こちらでその情報がそこまで把握できておらず、申し訳ございません。在勤・在学を制度に入れられているところがあるというのは、私自身が今教えていただいたところです。これにつきましては、他の市等の状況などを情報収集させていただきまして、利便性等もございますが、そういった方々のニーズがあるかどうか、といったところも把握をしながら検討したいと思っております。

オンラインにつきましても、検討していくということで考えております。システム上のことですので、そのハードルもあるのですが、できるような状況になりましたら、そういったことも進めていければと考えております。

○内田会長 ありがとうございます。すべてのご意見がそうなんです、より円滑に進めていく、ハードルを下げっていくというご意見だったと思います。ご検討いただければと思います。

○呉委員 私の周りに当事者がたまたま数人おまして、若い時から関わりがあったり、現在も私の身近な人の娘さんも当事者だったりしています。

実は昨日、当事者からお話を聞きました。そうすると、パートナーシップの申請に行く前に、二人揃って行くのは非常に難しいと。仕事があったりするのでそれを考慮してほしいと。24時間体制にできないか。そして先程お話がありましたウェブでもやってほしい。それと、私達は申請に行くときに誰かに見られていないか、ということが気になる。そういうことも配慮してほしい、ということをお聞きました。

今日の本題から外れるかもしれませんが、当事者、性的少数者は3~8%位おられると聞いています。そうすると学校のクラスに、小学校でも中学校でも一人はいるだろうと。そういう現実です。誰もが平等である、差別を受けない、ということを見ると、この問題は本当に大事な問題で、本気に取り組まないといけないと思います。

他市町村との連携の問題ですが、ある人が他市へ行くのですが、行った先の行政がパートナーシップのことをわかっていなかったと。本当に行政にも啓発してほしい。市民にも広く啓発してほしい。パートナーシップを申請する人たちは、ほぼカミングアウトしている人ですが、ここまでするまでに、カミングアウトすることがまず大事なので、カミング

アウトできる世の中の環境を整備しなければいけないと思います。

先程の資料で啓発事業がありました。公務員の啓発など書いてますが、年一回などではいけないと思います。私は堺の東区に住んでおりますが、日常生活の中でLGBTQ+の啓発のチラシとか宣伝とかあまり聞いたことがないです。

たまたま私の周りに当事者がいるので関心をもっていますが、いない場合は何のことかさっぱりわかりません。知らないで差別をするので、そういう社会を変えていくことが大事だろうと。昨日私は当事者に会いましたが、皆さんにわかってほしい、啓発を一番やってほしい、パートナーシップ制度は次の問題だ、と言うことを聞きました。

○内田会長 ご意見ありがとうございます。啓発をより推進していただきたいというご意見ですが、いかがですか。

○中崎課長 人権推進課の中崎と申します。啓発について非常に大事だということで、国でも理解の増進に向けた法律ができました。我々としなくても、今年度も、資料にもありますが、「多様な性を考えよう」という人権教育セミナーをしたり、また、各区民まつりにもLGBTQに関するパネルを展示するなど、できる限りきめ細かに啓発を進めているところでございます。まだまだ十分とは考えておりませんので、これからも啓発にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○内田会長 ありがとうございます。

○東委員 何度もすいません。今日の本題からずれますが、今の呉委員の発言に感動したのでコメントさせていただきたいんですけど、啓発活動をするうえでは、高齢で、アジア人で、男性で、という人がこの問題について広報することには、とてもインパクトが強いと思うので、そうした視点も啓発活動に是非取り入れていただきたい。というのは、2012年に国連が大きく舵を切ってLGBTQの問題に取り組むことになった時、当時の国連事務総長が、私たちの世代はこういうことを語ってこなかったけれども、私は声をあげることにしました、という演説をしました。「時は来たれり」という、YouTubeにも動画があがっております。あれをみても、アジア人で、男性で、中高年の方が発言をするということにインパクトがあることを感じましたし、今日もお話を聞きながら感動しましたけれども、是非、呉委員のような方が、例えば、堺市の広報活動で語る、YouTube等でビデオを出す、研修会に出ていく、ということを是非進めていただきたいということで、本題と外れておりますが発言させていただきました。

○内田会長 はい。ご意見ということで、インパクトのある啓発活動を、というご意見で参考にしていただければと思います。では、次にいかがでしょうか。

○平野委員 よろしくお願ひします。私は11月末から12月にかけて、高校、中学、小学校と、デートDVの出前講座に出ています。そのパワーポイントの資料の中に、LGBTQ+とい

うスライドがあり、それぞれの児童に向けて「知っていますか」と問いかけています。一番最近は小学校5年生だったんですが、全員が「知っている」と手を挙げました。そして、Lは何か、Gは何か、と一つずつ話をしていくのですが、その中で、啓発活動がもちろん市民全般に向けて重要なんですけども、小中高の青少年の頃から、こういう問題についていろいろあるよ、こういう時代ですよ、認められているんですよ、ということを伝えていくことで、子どもたちは承知をしていく。ただ、何も違和感がなかったんですね。説明していく中でも、えーそうなん、ということもなく、知ってるよ、という感じでしたので、堺市の教育部会は、きっと、いくつかのタイミングで、私はこの間5年生に話したんですけども、5年生の子どもが全員知っているということを、そうなんだと思ったのと同時に、堺市の全校で、何年生の学習の中で取り入れておられるのか知りたかったのと、それが、小学校で1回に限らず、中学校や高校でも同じように研修をされているのかなということをおもいました。そうやって、小中高の子どもたちも知っていくということの重要性というものを最近感じているところです。

○内田会長 ありがとうございます。学校での取組についてのご質問ですが、お答えいただければと思います。

○森内課長 人権教育課の森内と申します。堺市の取組としましては、2017年、平成29年からPTAの人権研修等を通じて啓発を進めております。今おっしゃっていただいた児童生徒ですけども、一つは令和4年に「性的指向及び性自認に関する指導案」を作成いたしまして、小学校高学年から対象に行っております。

あと、学校が講師の方を招いた場合には学校へ謝礼金を支援しているのですが、その中でも性的指向及び性自認について当事者の方を招いて学校でも取り組んでいただいているところです。

もう一つは、教える側の教員が理解をしていないといけませんので、これも令和4年度ですが、教職員向けに「学校園における性の多様性を尊重する対応について」という冊子を作成し配布しましたのと、私共も教員対象に校内研修するときには冊子を活用して啓発を進めております。

○内田会長 ありがとうございます。今の状況をお伝えいただきました。学校教育でも是非推進していただければと思います。その他よろしいですか。それでは私から一点だけあります。

私は近江八幡市でも人権擁護審議会の会長として、その時にちょうどパートナーシップ宣誓制度を導入するというので、その時に立ち会ったんですが、当初は、宣誓制度ということで導入されたので、セレモニー的なことが必要であったということは理解できるんですが、先程中田委員からもありましたとおり婚姻届に準ずるものであればですが、婚姻

届を出す時に二人揃ってというのは通常はなくてもよいことですし、土曜日や日曜日でも受け入れていると思われまます。そう考えますと、利便性の話や日常の出来事と考えると、もちろんセレモニーもしたいと思う人はすればいいですが、そうではなくて粛々と手続きは進めたい、という方にとっては、そうした選択もできるような仕組みにさせていただいた方がいいかということも検討しました。結果としては二人揃っての宣誓制度の導入とはなりませんが、今後はそのような点もご検討いただければと思います。

ということで、活発にご意見をいただきましてありがとうございます。案件2についてはよろしいですか。

○呉委員 一つ実例をあげてお話をしたいと思います。私の友人の娘を小さい頃から知っているのですが、私が難波を歩いていた時に、年頃になったその子に声をかけられて、若い娘なんです、なんとなくボーイッシュでして、そして堺に帰ってきて友人に「君の娘さんに会ったよ。」と言うと、友人が「実は自分の娘は男なんです。」と言いました。びっくりしまして、それから少し経った時に「実はうちの娘、胸を切除しました。」と言われ、「えっ、胸を切除した。」と。また少ししましたら「髭をはやしました。ホルモンを飲んでいます。」と。また少ししましたら「結婚しました。」と。この人は会社に勤めています。

この人の意見を聞きたくて、是非会ってお話を聞きたい、とお願いをしたんです。そうしましたら友人から返事があり、「実は、どこかでばれたらいやだから会いたくない。話したくない。自分は男として会社に勤めているからばれたくない。」ということ聞きまして、そんなにつらい思いなのかと、私は心が痛みました。私に話してくれたら、制度化をめざしていろいろなことで改革しようとしているのに、それも言いたくない、ばれるから、ということ聞いて私は本当に悲痛だと思いました。

この話をまた別の当事者の人に話を聞いたら、性転換手術をした人の中で後悔している人もいます。副作用などで苦しんでいる。命にかかわっている。最近、手術を受けなくても性別変更が可能という判決が出てきたので、法律があれば救いだ。というぐらいに当事者にとっては命がけな事です。だから私らは客観的に見ないで、当事者の本当の気持ちに寄り添っていろいろ審議しないといけないと思います。そして救済のための制度化をしないといけないと思います。そのために審議会でも当事者を呼んでもいいのではないかと思います。また、当事者もいろいろです、LGBTQ+、こうだからこう、という風にはならないです。だから、私たちは制度化することに責任をもたないといけないと思います。そのためには先程言いましたとおり啓発が必要です。世の中に3~8%いるということ、学校の子ども達の中にもいるということ啓発しないといけない。そのために当事者の話をぜひ聞かないといけないと思っています。

○内田会長 ご意見ありがとうございます。今のことに関してどうですか。

○脇田課長 もちろん当事者の方のご意見は大切だと認識をもっております。我々の方でもパートナーシップの宣誓に実際にお越しになられた方にアンケートをとらせていただいて、今後の取組に活かすような形では行っております。今後につきましても、性的少数者の方のご意見を頂戴しながらより良い制度にしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○内田会長 はい。それでは、案件2はここまでとし、続いて案件3「堺市パートナーシップ宣誓制度の拡充について」ということでこれは審議になります。これにつきましては、堺市より審議会へ、審議依頼書をいただいております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○鹿野主査 それでは、案件3「堺市パートナーシップ宣誓制度の拡充について」ご説明いたします。

堺市では、先程ご説明いたしましたとおり、堺市パートナーシップ宣誓制度を平成31年4月から実施してまいりました。

この度、パートナーシップの関係にあるお二人だけでなく、子や親も含めて日常生活で支え合うことを宣誓する場合、その子や親の氏名も宣誓書受領証に記載して交付する制度、いわゆるファミリーシップと呼ばれていますが、このファミリーシップ制度を取り入れることを考えております。

制度を拡充する理由といたしまして、1つには、パートナーシップの関係にある方から、将来的に子育てをしたいので、堺市でも家族を含めた制度を作ってほしいという要望がございました。要望を受け、性的少数者の多様な家族のあり方を尊重するということと、また、子や親を含めて日常生活で支え合うという当事者の思いに寄り添った制度にしようというものです。

近年では、他の自治体でもパートナーシップ制度だけでなく、いわゆるファミリーシップの制度を取り入れる自治体が増加しております。

案件3の資料の1に記載のとおり、政令市の中で、パートナーシップ制度を実施している18市のうち、8市がファミリーシップ制度を実施しています。大阪府内では、パートナーシップ制度を実施している大阪府を含めた12の自治体のうち、大阪市は政令市の8市に重複しますが、4市がファミリーシップ制度を取り入れています。

これらのことを踏まえ、性的少数者の方々の多様な家族のあり方を尊重し、性の多様性について一層の理解促進を図るため、堺市でもファミリーシップ制度を取り入れようと考えております。

それでは、現在予定している制度内容についてご説明いたします。2の「制度内容

(案)」をご参照ください。

現在実施しているパートナーシップ宣誓制度から、資料に下線を引いている部分を新たに追加する内容で検討しております。

特に、太字にして、波線を引いている部分ですが、その部分は、このたび制度を拡充するにあたってのポイントになる部分と考えております。

まずは、①定義をご説明いたします。「ファミリーシップとは、パートナーシップの関係にある者が、その一方又は双方の養子を含む子、若しくは養親を含む親を含め、日常生活において相互に支え合うことを約束した関係」を言います。「但し、15歳未満の子については、同居していること又は同居していない場合は親権者の同意を得ているもの」といたします。

参考に、パートナーシップの定義も記載しております。パートナーシップとは、「その一方又は双方が性的少数者である二者の間における、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係」であります。

ここで、ファミリーシップの定義の中で、「但し、15歳未満の子については同居していること又は同居していない場合は、親権者の同意を得ているものとする」としております。

これは、15歳未満のお子様の場合、パートナーシップの関係にある方の両方又はいずれかの人と同居されて日常生活を共にしているお子様の場合は問題ないのですが、同居されていない場合、お子様と一緒に住まいの親権者の同意が必要である、ということとしております。例えば、以前にご結婚されてお子様もおられた方が、離婚をされて、元配偶者の方がお子様と生活されていて、親権も相手方にある場合、すなわち、自分は子とは別居していて、子の親権も相手の元配偶者にある場合ですが、そういった状況にある方が、新たに同性のパートナーとお付き合いされたとして、その新しいパートナーと一緒に、別居されているお子様を含めて、ファミリーシップ宣誓をしたいという場合が考えられます。

その際には、宣誓する場合には必ず元配偶者である親権者の同意が必要となる、ということですが、こういうケースは稀なケースになるかと思いますが、元ご夫婦同士で了解を得たうえで宣誓していただく、ということとしております。

ここで、15歳という年齢に設定した理由につきましては、のちほど説明いたします。

次に「②宣誓の対象者」です。先程のパートナーシップ宣誓制度の説明と重複となりますが、(1)～(4)までがこれまでのパートナーシップの宣誓についての対象者の要件となります。そこに「(5)ファミリーシップの宣誓をする場合は、一方又は双方の子若しくは親であること」を追加いたします。

次に「③パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の方法」です。

これまでのパートナーシップの宣誓の場合は、提出いただく書類としまして、1の(1)～

(3)までの書類を提出していただいております。

これに加えて、ファミリーシップの宣誓を行う場合は、そこに(4)の「当事者の子や親であることがわかる書類」を提出していただくこととします。

具体的にどのような書類かといいますと、戸籍謄本であるとか、同じ住所にお住まいであれば、住民票の写しを提出していただきます。

次に、お子様や親の意思に反して宣誓を行うことのないように、2に記載のとおり、ファミリーシップの宣誓をする場合は、「子又は親の同意を得ていること。15歳以上の場合には、宣誓書に自ら自書することとし、子には年齢及び発達の段階に合わせた説明を行い、また、当該子の意思を十分に尊重すること。」といたします。

ファミリーシップの宣誓をする場合は、必ず、子の意思を十分に尊重するという一方で、同意を求めることといたします。

この15歳以上という年齢ですが、民法の規定では、15歳以上であれば養子に関する意思決定ができる、という取扱いがされております。15歳になると自ら意識決定ができる、ということ民法の規定に準じ、15歳以上につきましては、自分の意思で自書する、ということとしております。

先程の①の定義の説明の中のファミリーシップで「15歳未満の子については、同居していること又は同居していない場合は親権者の同意を得ていること。」としておりますが、これにつきましても15歳以上であれば、養子等の意思決定ができる、ということからファミリーシップ制度でも15歳以上は同居に関わらず自らの意思を尊重することとしております。

なお、15歳未満の場合ですが、「子ども基本法」の中にも、基本理念として、「年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること」とありますので、ファミリーシップの宣誓をする場合も、年齢や発達の段階に合わせてきちんと子どもに説明をすること、ということにしております。

次に「④受領証等の交付」ですが、現行のパートナーシップ宣誓制度では、宣誓をされた場合は、パートナーシップの関係にあるお二人に宣誓書受領証を交付しております。

ファミリーシップの宣誓の場合も同じく、お二人に交付いたします。

ただし、名前が記載されたお子様や親も、もし受領証の交付を希望する場合は、希望する方のみ、お子様や親へも受領証を交付することとします。

ファミリーシップ宣誓に関し交付する宣誓書受領証ですが、「参考資料2」をもう一度ご参照ください。お二人だけのパートナーシップの宣誓の場合は、上の「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付し、お子様や親を含めたファミリーシップの宣誓の場合は、下の「ファミリーシップ宣誓書受領証」を交付する予定でA4サイズの受領証とカード型の受領

証を交付いたします。

次に「⑤通称名の使用」、「⑥受領証の再交付」は現行制度から大きな変更はありません。

「⑦受領証の記載事項の変更」についてご説明いたします。現行のパートナーシップ宣誓制度では、宣誓者本人の氏名が変更となった場合は再交付手続きを行う、となっておりますが、新たに記載事項の変更手続きを設けます。

ファミリーシップ制度を行うにあたり、お子様や親の氏名を新たに追加したり、又は削除する場合を踏まえて追加しており、交付しました宣誓書受領証に記載している内容に変更がある場合は、変更届を出して内容の変更ができることを記載しております。

ここでは、3ページの3に記載のとおり、お子様などの氏名を追加又は削除するときは、宣誓を行なうときと同じように子どもや親の同意を必要といたします。

また、5に記載しておりますとおり、宣誓書から氏名を削除する場合がありますが、15歳以上の子及び親の場合は、自らの意思で宣誓書受領証から自分の氏名を削除する届けができることとしております。

続きまして「⑧受領証の失効及び返還」ですが、例えばパートナーシップの関係を解消したときや府外への転居など対象者の要件に合わなくなったときに、宣誓書受領証を返還していただくこととなります。

(2)に記載のとおり、宣誓者の一方が死亡された場合は、宣誓書受領証の返還の対象となります。しかし、2の下線部分「(2)に限り、宣誓者の一方がファミリーシップの関係を継続を希望するときは、⑦の1の規定の変更届により継続することができる。」ということで、ファミリーシップの宣誓をされていた方が、一方の宣誓者は亡くなったけど、引き続きお子様等とファミリーシップの関係を継続したいと希望する場合は、継続ができることとしております。

次に「⑨他の自治体のパートナーシップ宣誓との相互連携を図る場合の取扱い」についてですが、先程、案件2のパートナーシップ宣誓制度でご説明いたしました、パートナーシップを実施している自治体間での相互連携について記載しております。

ここでも、転入の届出をする場合は、その書類に15歳以上は自書する、ということを追加いたします。

最後に、「⑩その他」ですが、これまでに宣誓していただきました方々のパートナーシップ宣誓書受領証は、制度が拡充した後もそのまま有効とします。

あと、参考資料としまして、参考資料3「ファミリーシップ制度導入政令市一覧」として、その他の政令市がどのような内容でファミリーシップ制度を行っているか、一覧にまとめておりますのでご参照いただければと思います。

堺市におきましては、この制度を来年4月から開始する予定としておりますので、よろしくお願いたします。これで説明を終了いたします。

○内田会長 はい。パートナーシップ制度の拡充ということで、案を説明いただきました。それでは、只今の説明について、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

○東委員 ありがとうございます。来年4月から実施になればいいなと思います。ファミリーシップの定義のところですが、パートナーシップの定義にも関係するところで、協力義務について明記しているということがわかるわけですが、協力義務を強調しない方がいいのではないかと考えています。というのも、大前提として、パートナーシップ宣誓制度もファミリーシップ宣誓制度も、もし日本が同性カップルの婚姻を認めてさえいれば、必要ない制度になるわけです。法的な権利が十分に保障されていない中で、制度をつくるときに、協力義務であるとか、責任であるとかというのが、何か釘が刺されているような、少し違和感を感じるころなのでご検討いただきたいと思います。

他にも、文言ですが、例えば性的少数者という言葉が使われていますが、堺市のホームページを見たら全体的に使われているのですが、少数者という数の問題ではなくて、マイノリティの問題であるというところで、いくつかの文言についてはアップデートした方がよいのではないかと考えていますのでご検討いただければと思います。

○内田会長 ありがとうございます。義務的に書かれているものは必要ないのではないかとということと、性的マイノリティという言い方が適切ではないか、というご提案でした。これはいかがですか。

○山道係長 ご意見ありがとうございます。ご意見を踏まえまして検討したいと思います。

○松波副会長 参考資料2「パートナーシップ及びファミリーシップ宣誓書受領証」ですが、この「受領証の提示を受けられた方へ」の説明の文言の中に、パートナーシップで書かれていたものを踏襲してファミリーシップでも書かれている内容ですが、「日常生活において支え合うことを宣誓されたことを証することにより、いきいきと輝き活躍されることを期待するものです。」とあります。これは、安心して暮らすということが第一で、差別されずに、おびえずに暮らせるということがより大事で、いきいきと活躍する、というところが、気持ちはわかりますが、活躍しそうだから権利が保障されるのではなくて、まず、安心して暮らせる、差別されることなく生活できることを、行政もバックアップしていくというような文言に変えた方がいいのではないかと考えていますので、ご検討いただければ幸いです。

○山道係長 ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、パートナーシップ宣誓書受領証をもとにファミリーシップ宣誓書受領証の案を考えております。いただきましたご意見を踏まえまして、今後検討していきたいと思っております。

○内田会長 ありがとうございます。これもご検討いただくということです。他にございますでしょうか。

○李委員 ありがとうございます。パートナーシップから、お子様や親御様を含めて家族のつながりを広げていこうという趣旨かと思います。大変重要なことかと思います。

一点は、パートナーシップの場合はお二人の生活にどう関わっていくかということですが、お子様との生活となると育児の支援をどうするか、その点で施策をどう展開するかという課題もあると思いますし、親御さんとの生活となると、介護を含めてこの制度が展開できるか、となってくると思いますので、ファミリーシップ制度に拡充するにあたって、活用できる行政サービスをどう広げるかについて、もし今の時点で検討していることがあれば教えていただければと思います。

○山道係長 ファミリーシップ宣誓制度で宣誓していただいた場合に活用いただける制度ですけれども、まずパートナーシップ制度でご利用できるサービスについては、先に調整して制度の実施時には同様の取扱いになるように各所管課と調整を進めているところです。

今後、パートナーシップにつきましても、制度の拡充を図っているところであります。それと並行いたしまして、ファミリーシップ、親との関係や子どもをどう保護していくかについても、ファミリーシップの宣誓をされた方が他の方々と同様の扱いになるような制度にしていきたいと思っています。まず、取り急ぎ、4月の開始に向けまして進めているところですが、その後も調整は進めていく必要があると考えています。

○李委員 ぜひご検討いただければと思います。あと、細かい話で恐縮ですが、15歳未満の子どもについては同居していない場合は親権者の同意が必要であるという要件なんです。趣旨は理解いたしました。養子縁組の場合、15歳以上であれば自身の判断でできるということで15歳に設定している、ということなんです。養子縁組の場合と同列で良いのかなということで、親権は16歳、17歳の子どもについてもまだ生きているわけですが、同居されていない場合は親権者の同意が必要ないということで、親権と競合が大丈夫なのかなというのが気になるところです。そのあたりをどう整理されているのかというところです。

また、細かい話になりますが、また今後ご検討いただければという話ですが、受領証の失効の(2)ですが、一方が亡くなった場合には一旦失効するけれども、ファミリーシップの関係を継続することができる、ということですが、この場合、パートナーを亡くされた方の希望と、そして子や親の双方が希望した場合がありますが、一方が希望しているが他方がいやだと言っている場合が気になるところです。子なり親なりが同意しない場合はおそらく記載事項変更届でなんとかなると思いますが、子なり親なりはどっちでもいいとっていてパートナーは解消したいという場合はどうなるんだろう、という双方の意

向がずれた場合にどういう扱いになるのかは気になりました。

○内田会長 15歳の設定に関することと、同意の問題についてですがいかがでしょうか。

○山道係長 はい。まず15歳以上のお子様の場合、親権が元配偶者にある場合ですが、ご指摘いただきましたとおり、それにつきましては制度の中で不足があるかと思えます。ご意見を踏まえまして、親権者のご意思についてはどのように確認をとらせていただくかは検討して制度の改善を図りたいと思えます。

もう一点、受領証の死亡の場合の継続についてですが、パートナーシップの片方の方が亡くなられた場合は、記載事項変更を届けていただく必要がありますので、その際に15歳以上の方、親につきましてはご自分の自書が必要になります。そこで意思確認をさせていただき、ご希望に沿わない継続にないようにと考えております。

○李委員 ありがとうございます。親権者については、かなり強行に抗議される場合もあるかと危惧いたしますので、なんらかのご検討いただければと思えます。

○内田会長 ありがとうございます。他にご意見いかがですか。

○中田委員 このように新しく制度を改革していくということで、堺市全般の政策の中で、各種様式における不要な性別欄の削除ということで、例えばこれを削除した、とかこれが今検討課題になっている、ということがあれば教えていただきたいです。

○脇田課長 ダイバーシティ企画課におきましては、性別欄を求める様式にはなってございません。全市的につきましては、すいません、こちらで把握しかねております。ただ、そういう流れにはなってきたのですけれども、明確にお答えすることができません。申し訳ございません。

○濱部長 全市的には通知文を出しまして、不要な性別欄の削除ということで全市的に通知しているところではございますが、具体的に、どの部分に記載の必要がなくて、これはまだ残っています、というのは整理ができておりませんので、具体的に申しあげることができません。ただ、性別によって統計をとることで違いを把握しないといけないものについては、理由があつて記載を残しているものがあるということは認識しております。そういう状況でございます。

○中田委員 今は把握されていないということですが、近々是非把握していただいて、具体的な事例として、市民啓発をする時にもこういうことは役立っていくと思えます。具体的な事柄でないと自分の課題にならないので、そこはお手数ですが調べていただいて啓発に活用いただきたいと思えます。

○内田会長 ありがとうございます。今日の議題にも関わることですのでご検討いただければと思えます。他にいかがでしょうか。

○李委員 参考資料3の「子等との関係がわかる書類」ですが、ここに「戸籍謄本又は戸

籍抄本」、かっこ書きで、「子等と同居されている場合は続柄が記載された住民票の写し」とありますが、基本的には戸籍謄本か抄本が必要で、それがなければ住民票の写し、という趣旨でしょうか。外国人の場合は戸籍がありませんので、その場合はどうしたらいいんだろうと質問させていただきました。

○鹿野主査 今ご質問いただいた件で、おっしゃるとおりで、戸籍謄本等がない場合は住民票の写しということで、続柄がわかるものをご提出いただければ結構です。

○内田会長 ありがとうございます。戸籍謄本等は、必要でしょうか。他の自治体だと、例えば北九州とか。事実が確認できればよいということですね。そういう意味では、戸籍謄本、抄本と書かれると、それがあることが前提となれば、それがいない人を排除しているようなニュアンスを感じてしまうこともありますので、住民票等という形はどうかと感じました。

他ご意見等いかがでしょうか。ご意見、ご質問がなければ、案件3についてはこれで終了とさせていただきます。これで、本日の案件は全て終了いたしました。審議会全体を通して、各委員から何かご意見やご質問がございますでしょうか。

質問が無いようですので、これで終了とさせていただきます。

なお、皆様からいただきましたご意見につきましては、事務局と私とで調整し、まとめたものを最終案としたいと思います。

委員の皆様、ありがとうございます。事務局から連絡事項はありますか。

○山本課長補佐 本日は、ありがとうございます。

本日の会議録は、内田会長、李委員のご確認、ご署名をいただいた後、各委員へ郵送させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

なお、次回の審議会は、来年度に予定しております。

本市では5年に1回、「人権に関する市民意識調査」を実施しております。その開催年は令和7年度となっておりますので、調査内容につきましてご審議いただく予定でございます。

改めて委員の皆様には、事前に日程調整をさせていただいたうえで開催する予定としておりますので、よろしくお願いいいたします。

連絡事項は以上になります。

○内田会長 それでは、本日の会議を終了させていただきます。

どうも、ありがとうございます。

上記は、審議会の経過を記録し、事実と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

概録署名人 審議会 会長

概録署名人 審議会 委員